

第68回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年12月8日(木) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年12月8日(木) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年12月8日(木) 午後3時03分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席35名 欠席 5名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	欠席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	欠席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	欠席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	欠席

- 6 農業委員以外の出席者
事務局 参事 箕浦 勝宏 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次
課長補佐 佐藤 孝司 係長 難波 仲広 副主査 原田 実
- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題
第1号議案 農地法関係申請等について
申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

14番：林 健二 26番：久山 優

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第68回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。14番 林 健二委員、26番 久山 優委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案訂正等の説明）

11月18日の総会で許可の議決がなされた転用案件の内、北区原の露天資材置場の1件は、3,000平方メートルを超えるので、11月28日開催の岡山県農業会議に諮問しました。その結果、当日は現地調査が必要との理由で保留となっており、12月12日の調査後に答申がある予定です。

なお10月・11月の転用案件のうち、平成28年2月締め農振除外申し出分についての許可書の交付は、除外の完了を待っている状態です。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1ページ1番、受人は、北区大安寺中町に居住し、約35アールの農地を

耕作する農業者で、大安寺南町二丁目の畑について、共有持分の受贈により単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は北区首部に居住し、約54アールの農地を耕作する農業者で、首部の田について、共有持分の受贈により単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番、2番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3番、受人は中区国府市場に居住し、北区杉谷の約44アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により耕作地近隣の杉谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 3番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番、受人は御津河内に居住し、世帯で約84アールの農地を耕作する農業者ですが、父親からの受贈により御津河内の田・畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件を

すべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 4番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 5番、受人は北区中仙道に居住し、約8.1アールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安本町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ6番、受人は迫川に居住し、約8.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 5番と6番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区6番までの6件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 3ページ1番、転用目的は太陽光発電設備です。申請者は彦崎に居住する兼業農家ですが、申請地は水利が無く、また作業用道路が狭く急こう配でもあるため、大型機械の使用もできない状態で、イノシシ被害もあり営農が困難とな

っています。そのため、土地を有効活用し収益を上げる目的で、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の協議の様式をお願いします。

北村委員 1番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)は、南区1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4ページ1番、転用目的は自己住宅です。申請人は平成28年7月に婚姻し、現在それぞれ実家に住んでいますが、実家では手狭なため、妻の実家に近い、妻の父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は工事用道路、露天駐車場、露天資材置場、休憩所等の一時転用です。申請人の空港南産業団地建設工事共同企業体は、この度岡山県が発注した空港南産業団地の造成工事を請け負うことになりました。その中の一つに防災調整池設置工事があり、そのための進入路や駐車場、資材置場などが必要になったことから、申請地を賃借し、工事用道路等に一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から平成30年12月28日までとなっています。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと認められ、例外的に許可が可能です。転用面積については、利用計画から必要やむをえないものと判断されます。また被害防除計画等、その他の一般

基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は出入口及び露天駐車場です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は隣接地で店舗を営業していますが、国道180号バイパスの新設に伴い、店舗東側の既存県道の交通量が増え、また通学路でもあることから、渋滞緩和及び歩行者の安全確保のため、申請地を賃借して、バイパス側に進入路を設け、また併せて不足している露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から3番までの3件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番から15番までの12件は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

4番、申請人は北区一宮の借家に家族3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の実家（倉敷市中庄）に近くなり、両親の手伝いをしたり、子どもの面倒をみてもらうのに都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は北区中仙道のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となったため、夫の勤務先（倉敷市大島）と妻の勤務予定先（北区撫川）に近くなることから、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は南区芳泉二丁目のアパートに夫婦2人で生活していますが、子供を出産予定で家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の勤務先（倉敷市安江）と妻の実家（北区谷万成）に近くなり、子どもの面倒をみてもらうのに都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は単身赴任で北区平田のアパートに住んでおり、妻は兵庫県西

宮市の借家に娘と生活していますが、本社（北区田中）のある岡山市で家族全員で暮らすことになったため、夫の勤務先（北区田中）と妻の親戚宅（北区撫川）に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は下中野のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、JR庭瀬駅に近く通勤（北区丸の内）に便利で、妻の実家（総社市門田）にも行き来のしやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は南区西市のアパートに家族3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、JR庭瀬駅に近く通勤（北区中山下）に便利で、妻の勤務先（北区庭瀬）にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は北区白石東新町のアパートに夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭となっているため、夫の実家（北区吉備津）に近く、妻の勤務先（倉敷市松島）にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は北区檜津のアパートに家族3人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の勤務先（北区平野）に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は玉野市東田井地の実家に家族5人で生活していますが、勤務先が遠く通勤に時間がかかるため、夫の勤務先（北区撫川）に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は北区撫川のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、実家（北区川入）に近く、両親の手伝いや、子どもの面倒をみてもらうのに都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は倉敷市平田のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の実家（北区庭瀬）に近く、両親の手伝いや、子どもの面倒をみてもらうのに都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は倉敷市上東のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の実家（北区吉備津）に近く、両親の手伝いや、子どもの面倒をみてもらうのに都合の良い

い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は分家住宅です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は中区高屋のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、実家に近く、両親の介護に便利な申請地を、父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天駐車場で、3年間の一時転用です。申請人は北区延友で鉄工業を営んでいます。鉄工所近接の申請地北側に既存の駐車場がありますが、事業の拡大により台数が不足するため、申請地を賃貸借し、露天駐車場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番と19番は同一地域ですので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

18番、申請人は大阪府茨木市の借家に家族4人で生活していますが、岡山市に転勤することになったため、夫の勤務先（北区庭瀬）と妻の実家（南区大福）に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は南区米倉のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となっているため、妻の実家（南区妹尾）に近く、両親の面倒を看るのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 4番から19番までの16件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に

審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 20番、転用目的は露天資材置場で、3年間の一時転用です。

申請人は昭和63年に設立し、東畦に主たる事務所を置き、土木建築業を営んでいますが、事業の拡大に伴い資材が増加し、既存の資材置場では手狭となったため、現資材置場の隣接地である役員所有の申請地を使用貸借し、露天資材置場の敷地拡張として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能で、また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天駐車場の拡張で、一時転用中です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は平成13年に設立し、倉敷市松江に本店を置き、貨物運送業を主な事業としていますが、現地営業所の運搬トラックの駐車スペースや転回に必要なスペースの確保が既存駐車場では困難となったため、既存駐車場の隣接地である申請地を賃貸借し、現在一時転用しています。このたび露天駐車場としての賃貸借を継続するため、永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ22番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。申請人は藤田の実家に父母とともに二世帯6人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、農業の手伝いができ、子育てに協力が得られ、将来両親の面倒を看することもできる実家に隣接した母所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親が居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能で、また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から30番までの8件は、同じ地域ですので併せて説明します。転

用目的はいずれも自己住宅です。また平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

23番、申請人は築港緑町の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の妻の実家に近く、子育てに協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は浦安南町の妻の実家に二世帯家族7人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には引き続き妻の両親と姉・弟が居住します。

25番、申請人は南輝2丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は浦安本町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の自分の勤務先へ近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は福富中1丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の自分の実家に近く子育てに協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は泉田3丁目の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安本町の妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は福田の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の実家に近く子育てに協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9ページ30番、申請人は南輝2丁目の妻の実家に二世帯家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、

浦安南町の妻の勤務先に近く通勤に便利で、妻の実家にも近く子育てに協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には引き続き妻の母と弟が居住します。

農地区分は、いずれも南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は自己住宅です。平成28年2月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は玉野市田井の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、山田の妻の実家に近く、子育てに協力が得られる妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は千鳥町に居住し、約3.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、現在使用している農業用倉庫は前所有者から買い取り使用してきたものであり、手狭で米の置場が確保できないため困っています。そこで作業に効率の良い現農業用倉庫の隣接地で妻所有の申請地を所有権移転し、米を収納するための倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 20番から32番までの13件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区32番までの32件ですが、全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）についてはそのように決定いたします。

なお、２番の中・中央地区の案件は、転用面積が３，０００平方メートルを超えていますので、１２月１６日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（４）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 １０ページ中・中央地区１番から１４ページ南区１３番までの１３件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。８番はあっせん希望があり、内容を確認して対応中です。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（４）の１３件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、１５ページ１番から６番までの６件で、転用目的は、共同住宅２件、長屋建住宅１件、宅地・進入路１件、敷地拡張２件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専決は、１６ページ１番から１７ページ７番までの７件で、転用目的は、共同住宅１件、露天駐車場等１件、分譲住宅地１件、露天資材置場１件、戸建住宅１件、店舗用地１件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１８ページ１番から１９ページ５番までの５件です。解約理由は耕作目的で３件、転用目的で２件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地改良届は、２０ページ１番から３番までの３件で、目的は、普通野菜畑２件、果樹園１件、です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (別紙資料により、農業委員会新体制への移行について等を説明した。)
- 黒田会長 今説明の中にもありました様にオブザーバーと言う文言をどうしたらよいかという質問もあったようですが、これまた、来年の7月の移行から、やっぱりやってみないとわからないと思うんですよ。推進委員と農業委員が連携がとれなかったら、その地区がいいようにいかないと思いますし、議案書を出してきて、事務局が全部受けるわけです。それですから、事務局がある程度の判断をしながらそれぞれの、地区の推進委員さんに、案件を連絡、今までみたいにするようなシステムだろうと思いますので、移行後、1カ月やってみないとわからないのではないかと思います、意見があったらよろしくをお願いします。
- 小橋委員 農業委員と推進委員の緊密な連携という話なんです、事前に申請者から、事務局の方へ具体的な申請がなされる、それを事務局が個々の事案に対してどのように判断をするのか、それによって、事務局から担当の農業委員さん、その地区の推進委員さんにそこらをうまく説明する必要が出てくると思う。したがって、今会長が言われているように、当面半年か、1年か、わかりませんが、事務局のそこらへんの見極めが重要になるとおもいますので、事務局のほうで、申請者に対して事案ごとの中身を的確に把握していただく必要があると思います。
- 柴田代理 推進委員と農業委員が新しく決まったら、何か月も経ってではなく、早々に合同の研修会をおこなって欲しい。
- 藤原委員 事務局のほうでも、慎重に申請を受けてもらいたい。御津・建部地区でも、1件不許可に、許可を取り消したものが、1件あるんです。そういうもので、推進委員と農業委員の連携を密にさせていただいて、よく審議していただかないと、事務局の方も受けておられたんですけど、いろいろ不具合がありまして、不許可にしたのが、1件ありましたので、今いわれましたように、慎重にさせていただきたい。
- それで、今会長がいわれたように、私が今説明しているのは、町内会で、はじめからでてわからんじゃないか、推進委員の、それだけの講習をして、きちんと業務については、支障のないように市のほうがやるようになっていきますから、と説明しているんで、今会長代理がいわれたように対策をしてい

ただきたい。

議長 移行後の運営体制については承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（1月18日（水）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時03分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員